

別紙「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科初第651号、雇児発0910第2号号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p>	<p>府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p>
<p>[最終改正]府子本第744号 30文科初第611号 子発0720第1号 平成30年7月20日</p>	
<p>第1 (略)</p> <p>第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 優先利用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先利用に関する基本的考え方</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>～ (略)</p> <p>虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 優先利用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先利用に関する基本的考え方</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>～ (略)</p> <p>虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的</p>

養護が必要な場合

被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。また、家庭での養育が困難又は適当でない児童についても、児童福祉法に基づき、必要な措置を講じる義務がある。

社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む。

～（略）

8（略）

第3・第4（略）

養護が必要な場合

被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。

～（略）

8（略）

第3・第4（略）